

ご利用の手引き

資金名	経営円滑化貸付（米国関税措置対策）			
目的	米国の関税措置の影響により、経営の安定に支障が生じている中小企業者に必要とする資金を融資する			
融資対象者	県内で事業を営む中小企業者等で、米国の関税措置の影響により、最近1か月の売上高が前年同期に比べて5%以上減少している者【その他のポイント①②③】			
資金用途	運転資金			
借換	既往の保証協会保証付融資及び県制度融資等からの借換資金として利用可能【その他のポイント④⑤】			
融資条件	利率	年1.45%（固定）	期間	10年以内（うち据置2年以内）
	限度額	1企業・1組合 1億円 【その他のポイント⑥】	預託	あり
	信用保証	原則として保証協会の保証を付ける（取扱金融機関が認める場合は不要）		
	特別保証制度等	保証制度を問わない【その他のポイント⑦】		
	責任共有制度	原則として対象【その他のポイント⑧】		
	保証料率	セーフティネット（SN）保証を利用の場合：年0.80% 一般保証その他を利用の場合：保証協会所定の保証料率		
	連帯保証人	保証協会又は金融機関の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）		
	担保	保証協会又は金融機関の定めによる		
申込先	取扱金融機関、信用保証協会、商工会議所・商工会			
申込書類	① 信用保証委託申込書（様式第1号）（信用保証を付す場合） ① 兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）（信用保証を付さない場合）			
添付書類	② 経営円滑化貸付（米国関税措置対策）売上高減少要件等確認書（様式第14号の2） ③ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類			
融資フロー				
その他のポイント	<p>① 米国への輸出事業者に限らず、直接的、又は間接的に米国の関税措置の影響を受けて売上高が減少している場合は利用が可能です。売上高の減少が米国の関税措置の影響によるものかどうかの確認は、経営円滑化貸付（米国関税措置対策）売上高減少要件等確認書（様式第14号の2）の記載により行ってください。</p> <p>この際、同確認書の「1 事業内容」及び「2 米国関税措置による影響」欄に記載された内容は、取扱金融機関が中小企業者等から聞き取りを行うなどの方法で確認して下さい（必ずしも根拠資料の提出を求める必要はありません）。中小企業者等の説明に一定程度の合理性が認められる場合には、米国の関税措置の影響を受けたものと判断して差し支えありません。</p> <p>② 融資申込を受けた取扱金融機関において売上高減少要件の確認が必要です。売上高減少要件の確認は、経営円滑化貸付（米国関税措置対策）売上高減少要件等確認書（様式第14号の2）の記載により行ってください。また、確認書に記載された売上高は、取扱金融機関が、各月の売上高が分かる根拠資料（売上台帳、試算表等）によりご確認ください。</p>			

- ③ この場合の「最近1か月」は、原則として融資申込月の直近の1か月ですが、複数の営業所の売上が未集計等、直近の1か月の売上高が確認できない場合に限り、最大3か月まで遡ることを可能とします。  
 例えば、令和8年4月中に融資申込を行う際の「最近1か月」は、通常であれば「令和8年3月」ですが、売上未集計等の場合に限り、最も遡って「令和7年12月」とすることができます。

<「最近1か月」の考え方>

融資申込月	「最近1か月」			
	①	②	③	④
	通常	①が売上未集計等の場合	①②が売上未集計等の場合	①②③が売上未集計等の場合
令和8年4月	令和8年3月	令和8年2月	令和8年1月	令和7年12月
令和8年5月	令和8年4月	令和8年3月	令和8年2月	令和8年1月
以降同様				

- ④ 県制度融資に限らず広く既往の全国の信用保証協会の保証付融資からの借換資金として利用可能です。また、本貸付を保証協会の保証を付けずに利用する場合は、保証付でない県制度融資（平成29年3月31日以前に融資実行された神戸市中小企業融資制度を含む。以下「県制度融資等」）からの借換資金としても利用可能です。

<経営円滑化貸付（米国関税措置対策）の借換対応表>

		今回実行する 経営円滑化貸付（米国関税措置対策）	
		保証を付けて実行	保証を付けず実行
		○…………借換可能    ×…………借換不可	
既往借入金	協会保証付	県制度融資等	○
		県制度融資等でない	○
	協会保証付でない	県制度融資等	×
		県制度融資等でない	×

- ⑤ 追加融資（真水部分）と借換資金を一本化しての利用も可能です。  
 ⑥ 本貸付（「経営円滑化貸付（米国関税措置対策）」）のみでの単年度に融資できる限度額となります。したがって、通常の「経営円滑化貸付」を含めた、他の県制度融資等の融資残高は限度額の計算に算定されません。（ただし、保証協会の保証を付ける場合は、別途保証枠の制限があります）  
 ⑦ 本貸付は一般保証又はセーフティネット（S N）保証のいずれでも利用可能です。なお、S N保証を利用する場合は、信用保証の別枠が利用可能です。S N保証の認定は、事業所の所在する市町で受けることができます。詳細は、各市役所・町役場のS N保証担当窓口にお問い合わせください。

その他のポイント

⑧ 本貸付に付することができる保証は、原則として、一般保証、S N保証 5号などの責任共有制度対象保証とします。したがって、創業関連保証などの責任共有制度対象外保証を付して本貸付を利用することはできません。

ただし、例外として、既往の県制度融資等に責任共有制度対象外保証が付されており、その借換資金として本貸付を利用する場合に限り、追加融資（真水部分）を含め、創業関連保証などの責任共有制度対象外保証を付して実行することは可とします。

<経営円滑化貸付（米国関税措置対策）の責任共有制度対応表>

新規融資のみの場合			今回実行する経営円滑化貸付 （米国関税措置対策）
借換 の 場 合	既往借入金が 責任共有制度対象 保証を付している	既往借入金が 県制度融資等	責任共有制度対象保証のみ 付することができる
		既往借入金が 県制度融資等でない	
	既往借入金が 責任共有制度対象外 保証を付している	既往借入金が 県制度融資等	責任共有制度対象外保証を付すことも可 （追加融資（真水部分）も含め）
		既往借入金が 県制度融資等でない	責任共有制度対象保証のみ 付することができる

⑨ 保証協会の保証を付さずに本貸付を実行した場合、兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）及び経営円滑化貸付（米国関税措置対策）売上高減少要件等確認書（様式第14号の2）について、取扱金融機関の本店又は母店でとりまとめの上、毎月の融資実行状況報告と併せてデータで送付ください。（保証協会の保証を付した場合は、取扱金融機関から県への報告・送付は不要です）